

**第1回京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会
議事録**

日 時 : 平成24年3月1日（木）午後6時00分から午後7時40分まで

場 所 : 職員会館かもがわ 大多目的室

出席委員 : 我部山 キヨ子（社団法人京都府看護協会会长）

（敬称略） 久山 元（社団法人京都府医師会副会長）

小長谷 敦子（公認会計士）

◎佐野 豊（元京都府立医科大学長）

内藤 和世（地方独立行政法人京都市立病院機構理事長）

高木 博司（京都市保健福祉局保健衛生担当局長）

豊田 久美子（京都市立看護短期大学長）

（◎は委員長）

次 第 : 1 開会

2 挨拶

3 委員の紹介

4 委員長の選任

5 本審査委員会の設置に係る経過及び趣旨の説明

6 議題（京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者公募要項（案）について）

7 その他

8 閉会

（開会、挨拶、委員の紹介、委員長の選任）

- 開会、挨拶、委員の紹介ののち、委員長の選任があり、委員の満場一致により、佐野豊委員が委員長に選出された。

（本審査委員会の設置に係る経過及び趣旨の説明）

- 事務局から、本審査委員会の設置に係る経過及び趣旨について説明が行われた。

（議題）

- 事務局から「京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者公募要項（案）」の内容について「趣旨及びこれまでの経過」から「応募手続」までの各項目について、同要項（案）に沿って説明がなされた。以下、各委員の質問、意見等

A 委 員 : P4の「採り入れができる事項」に関しては、特に審査項目でない

ということですね。

事務局： はい、その通りです。

A委員： 望ましい事項は、審査項目に入るということですね。

事務局： 望ましい事項は、審査基準の中で審査結果に反映することとなります。

A委員： 図書や備品がございますので、土地に関してもいろいろ考え方があるでしょうが、図書がありましたのでお聞きしました。

B委員： P4の上の「原則20年間」の原則とはどういう意味ですか。最低ということですか。

事務局： 趣旨としては、最低20年間という意味です。

あと、例えば破産等のやむを得ない例外的な事象に該当する場合もありうるかもしれませんので、そういうことで原則とさせていただいた経過もございます。その辺も含めて文言修正については、考えたいと思います。

○ 事務局から要項（案）の「提出書類」以降の部分について、同要項（案）に沿って説明がなされた。以下、各委員の質問・意見など。

C委員： P7の（5）なんですが、財務諸表の様式が任意となっていますが、これは学校法人会計基準に則った様式ということでよろしいのでしょうか。

事務局： 財務諸表につきましては、法令等に基づいて作成された計算書類及びその付属明細表等としてございますので、学校法人の場合は、おっしゃるとおり学校法人会計基準に則って作成されたものになります。

C委員： 同じページの審査結果の通知のところの結果は、点数も入るのでしょうか。

事務局： 今の段階では、まだ明確なところまで考えていませんが、P7の審査結果の通知の段階では、むしろ、どの方が選ばれたかというのが中心となってくれるのかなと思います。次のページで、優先交渉事業者の選定後の手続で、承継先が決まってから審査結果、事業計画の概要等を公表することとしておりますので、点数につきましては、もし公表するとすれば、その段階になるのではないかと思いますが、少し内部でも検討しながら、その辺どこまで公表するのか考えたいと思います。第2回の審査委員会を行いますときに事務局でも案を考えますので、そのときに皆様にお諮りして、公表の内容を決めていただきたいと思います。

D委員： 例えば、本人には点数をお教えて、一般的な公表は匿名で。第一優先順位は点数を入れて、2位、3位はアルファベットを入れて。次の審査委員会で、こういう形で本人への通知、そして対外的な公表をしてはどうかという案をお諮りさせていただきたいと考えています。

A 委員： 様式の件ですが、たとえばP 3 1 の4年制の看護学科の概要というところですが、この様式の例えは（9）、（10）、（11）はかなりボリュームがでてくると思いますが、この中で例えは（10）だけは本様式の末尾に添付してくださいとなっていますが、スペースですが、何枚以上とか、枠内に入れてくださいとか、その辺はあるのでしょうか。

事務局： 枠内に入れてもらうことは想定しておりませんで、できるだけ具体的に今の段階での考え方をお示しいただきたいというふうに考えています。もしボリュームについて規定した方がいいのであれば、だいたいどれぐらいのボリュームでということを御意見いただければ、そういう指示をカッコ書きで示したいと考えています。

A 委員： 本来的には、ある程度の構想ができていて、具体的には、きちんと決まってからより具体的な詳細な計画となると思いますので、詳細な計画が今からできていればそれは非常に実現可能性としては高いということができると思います。一方で、とても分厚い書類であれば読み切れないというか、要点をきちんと絞ってお書きいただくのがいいのだと思いますので、どの位の枚数制限をされるのか、無差別に全部書いていいのか、その辺は御検討いただいた方がいいと思います。

事務局： 承知しました。少なくともこの欄が非常に小さいですので、この範囲で書かなければならぬと誤解がないように注意書きを付けたいと思います。また、ボリュームにつきましては指示するのかどうかも含めまして、事務局でも検討させていただきます。（10）のように別添のような形にするかも含めて検討させていただきます。

D 委員： ボリュームですけれども、基本的に応募されるところが、出したいものをしてもらえばいいと思います。ただ、多い場合は要旨を付けるようにしてもらえばいいと思います。

当方で絞るのではなくて、思いがあれば書いてもらい、一定数の場合は要旨を付けてくださいとするなどです。こちらで枠を絞るのはどうかと思います。このように考えさせていただければと思います。

B 委員： P 1 0 に現在の看護短大の面積がありますが、京都市としてはその空き地といいますか、そこを使ってもらっていいですよということですね。4, 0 0 0 m²使うとすれば1学年50名位の募集を考えているのですか。面積的にいいますと。

D 委員： 1学年100人（収容定員400名）で、4, 0 0 0 m²です。

B 委員： それに対して、現在の教員をすべて採用して、あとどれぐらい教員が何人必要と考えていますか。

委員長： 今教員は何人おられるのですか。

事務局： 教員数につきましては、学長以下、現在18名います。

委員長： 面積や建物は見ているから分かるのですが、学校が持つておられる財産、例えば図書をどれぐらい持つておられるのか。また、図書以外の学生教育の機器等はどれぐらい持っているのか。ある程度分かるのですか。

E委員： おおよそですが、図書については4万冊、備品については、図書も600冊程度が備品扱いとなっているのですが、それも含めて2260点。今時点の概算ではあります。

そのことに関して少し述べさせていただきますと、さきほどA委員がおっしゃったように教育的蓄積というものが何か、というのが一番重要な観点かと思います。

そうしますと教材等は一定、使えるかどうかという問題がありますけれども、図書については、50年以上の歴史を持っており、他学で所有していないものも保有しており、こういった意味では今言ったものも短大の蓄積の1つと考えています。現在は、「採り入れができる事項」ですが、こういったものも1つの視点であるのかなと思います。

B委員： 3月～4月に応募開始、1か月間で、必要な教員の手当ができるのですか。
3月～4月は人材があまり少ない時期で人材の手当をすることは非常に困難で、平成26年4月を目指しているのであれば、5月にスタートしなければどうしてもならないでしょうし、タイトなスケジュールかと思いますが、実際の見通しをお教え願いたい。

事務局： 応募書類の方では、教員の採用ですか教職員の組織体系の考え方についてのみ述べていただくという形になります。実際に誰を充てていくか、どういう教員体制をどのように編成するかは、承継先として決まってからの協議となると思っております。26年度に開学ということになってきますと、25年3月ないし5月に申請をする必要がございますので、最も大きな課題というのは、教員体制の構築だと思うのです。それについては、短大の先生方とそれから承継される法人が確保していくものだろうと思っています。確かに時間的にはタイトな部分もございますが、応募を頂くうえは確保して国に申請していただきたいという趣旨でございます。

あと、教員の確保の目途等につきましては、審査の段階でプレゼンテーションやヒアリングを行うこととなっておりますので、その段階でも考え方や目途を確認することができると思っております。

E委員： P31の様式ですけれども、特に(8)、(9)、(10)、(11)はどういう大学を設置するのかなど、承継という観点も大きいと思っております。(9)辺りはある程度ページを割いて書かれるものかと思います。(11)ですが、

独自の取組、特徴とあって、書きやすいと思います半面、やや漠然としておりまして、大学は、教育、研究、社会貢献の3つの柱を持って設立されると思いますが、特に看護の場合は、地域社会の貢献、看護専門職への貢献といった項目も視点として入れてはどうかと思います。

期間が、非常に短いといった可能性もあるということもありますので、こういった(8),(9),(10),(11)の骨格が示されていることが、評価の基準に値すると思います。

審査基準について述べてもよろしいですか。そういうふうに考えますと、係数については、審査項目でいいますと5, 6, 7, 8は、P31の(9), (10), (11)に該当しますので、この辺りの係数を1点ずつ上げてはいいのではないかと思います。1番目の項目ですが、「なぜそういった設置をなさるのか」といった辺りももう1点上げてもいいのかな、つまり、1番と5, 6, 7, 8を1点ずつ上げるという意見を持ちますがどうでしょうか。

委員長：もう一度、何点にするかおっしゃってください。

E委員：この係数に1点ずつ加えるということです。

F委員：ただ、5番はもう3点ですよ。

E委員：私の意見としては、4点ぐらいでいいのではないかと。

B委員：そうしますと1番と5番で差がつき、かえっておかしい。理念と目的は、ほぼ同等の評価でいいと考えます。

E委員：それでいいと考えます。

D委員：6と8は上げてもいいのではないかでしょうか。最低2点でどうでしょうか。

F委員：私もやはり事業計画、そのコンセプトは非常に大事な要素だと思いますので、やはり6番と8番というのは、1点というのは低すぎると感じています。ただ、極端に差をつけるのも問題がでてくると思います。6番、8番ぐらいは少し上げていただければと思います。

事務局の方にお伺いしたいのですが、既に大学を設置しているところが学部あるいは学科を増設する場合と、新たに大学を設置する場合についてです。別紙5の審査基準の※1, ※2の説明ですが、大学を既に有している、すなわち※1, ※2を満たしている、あるいは満たす可能性があるというところに対し、大学を持っていない法人の場合の最高の点数と同じ点数を付与するのは、一見平等のようで本当に平等なのか疑問を感じるので。大学を持っていないところが逆に有利となるのではないかという気がするのですがその点はいかがでしょうか。

事務局：得点調整のお話ですが、私どもで案を考えましたのは、※1, ※2が2段階評価で、0か1かということであれば、学部設置について届出のみで足りる申請者は、すべて基準を満たしているとみなして、それぞれ1点を加算する、いわゆる最高点を加算することもできたと思います。しかし、ここでは

3段階評価、0, 1だけでなく2を設けています。これは、国の基準をぎりぎりクリアしているというのが1点で、国の基準を余裕を持ってクリアしている場合等については2点という評価をするべきではないかと考えたことによるものです。そうしますと、届出だけで足る申請者に、すべての項目について最高点を付与するのは、いかがなものかと。実際に※1, ※2の項目の適用があるかないかで差が付かないようにするには、※1, ※2の適用対象となる者のうちで、当該区分の合計が最高の得点であった者の点を、そのまま※1, ※2の適用対象とならない者に付与するのがもっとも合理的なやり方でないかと考えました。

説明が不足していたかもしれません、学部設置が届出で済む場合というのは、既存の大学で、かつ既に看護関連領域の学部を持っている者に限られますので、かなり例外的な者になるのではないかと思います。

既存の学校法人が大学の新設や学部の新設をするという場合が、一番応募の可能性が高いケースと考えられますが、その場合には、※1, ※2は適用対象となってきます。

F 委 員： もう1点ですが、P2のスケジュールを見ますと、非常にタイトなスケジュールになっております。個人的には、なるべく多くのところに手を挙げてもらうのが望ましいと考えています。この公募の仕方をどのような形で広報していくのか、その辺についてお伺いしたいと考えています。

事 務 局： 周知の方法にかかるくると思いますが、基本的に資格要件が、京都市内で四年制の看護学科を設置する者、計画を持っている者となっていますので、先ほども申し上げましたが全国公募に近い形になっております。それぞれの学校法人に完全な周知をすることは物理的に難しいため、私どもとしましては少なくとも京都府内に所在している学校法人には個別に御案内をさせていただきたいと考えていますし、それを除きましては、通常の広報発表とホームページへの掲載を考えてございます。

先ほどF委員とA委員からもお話が出ました備品、図書の扱いでございますが、事務局案としては、現在は、「任意に採り入れができる事項」となっておりますが、例えば市立病院の実習の取扱いと同様に、「採り入れることが望ましい」という条件に入れ替えることも可能だと考えております。またその際の審査結果の反映方法につきましては、審査基準を修正することで対応可能と考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員 長： 審査基準の点数については、最終的にはどんなふうにいたしますか。

D 委 員： 皆さんの御意見を聞いていますと、少なくとも6, 8の項目は1点では低すぎるのではないかと。6, 8について、2点にさせていただいてはどうで

しょうか。

それと先ほど事務局から提案がありました、P3とP4に係るのですが、P4の「採り入れができる事項」に、備品・図書を規定していますが、これを、P3の「採り入れることが望ましい事項」に位置付けるよう意見がでています。そうしてはどうかと考えます。活用計画も出てくると思いますので、どのように利用されるのかも評価するということでおよいでしょうか。

E 委員： 備品については、先ほど申し上げた数は、台帳に載っている数です。使用不可で、廃棄しないといけないものもあります。最終的に何点になるかについて今のところ確実なことは申し上げられないという面はあります。

A 委員： そういうものを検証していただいた方がありがたいですね。図書等は引き継ぐところの考え方次第ですが、きっと必要とされると思います。図書は本当にたくさん要るので、言わなくても承継したいとおっしゃると思いますので、「採り入れができる事項」のままでもいいとも思います。

E 委員： 「採り入れができる事項」にしておいて、それで、計画にどう反映してくるか見ればよろしいですね。

A 委員： 審査基準の小項目の2番の辺りが関係してくると思います。

D 委員： 評価される可能性があるのであれば、「採り入れることが望ましい」の方に入れておく方が公正かと思います。どちらでもないという項目に入れておいて、あとで、評価を左右するということであればアンフェアと言われかねませんので、評価される可能性があるのであれば、「望ましい」の方に入れておく方が公募要項としてはよいかと思います。

F 委員： 図書、備品等は大切な教育資源ですので、有効活用することを考えいただきたいと思います。

A 委員： さきほどF委員がおっしゃっていたスケジュールについてですが、既に承継を申し出た団体は、対策を考えておられるので、このぐらいタイトな日程でも行けるかもしれません、公募してという形になると、ある程度期間をおいてあげるということは、考慮の余地があるのではないかと思います。

事務局： 事務局としての考え方ですが、現在の看護短大の状況から申しますと、来年度も在学生がいることとなる見込みですので、廃止の時期は最短で24年度末になります。一方で、看護短大の教育資源の承継を考えると、廃止時期から開学時期までのブランクを最小限にしたいという思いもございます。そういった考え方を合わせますと、承継先の看護学科の開設時期としましては、平成26年度が最短の時期になります。そこで26年度に開設しようとする場合には、25年の3月～5月には設置者から国へ申請を行う必要がございますので、公募に当たり、その準備期間を考慮しますと、今年の5月中には承継先を決定することが必要になってきます。

このため、3月の今回の審査委員会から応募書類の提出まで、できるだけ、概ね2箇月程度の期間を確保するということにした次第でございます。

A 委 員： 応募の受付は4月の下旬ですね。

事 務 局： 受付自体は、4月の中旬から下旬までですが、要項の配布自体は3月上旬から始めますので、公募期間としては、2か月間弱と考えています。

D 委 員： これから一から考えられるところは無理かもしれません、ある程度具体的に看護学科を設置しようと考えておられるところを想定しています。

先ほど事務局から説明があったかもしれません、看護短大の廃止の時期との関係もありますので、できるだけスムーズに引き継ぐためには、26年4月の開設目途でいきたいと思っています。それがあまり遅くになりますと、教育資源、特に先生の引継ぎも不可能になってしまうことも考えられます。ということで、若干、タイトですがこういうスケジュールをお願いしたいと思います。

委 員 長： 今いる学生がゼロになるのは来年ですか。

D 委 員： 一番早くて来年度末です。

A 委 員： 最長になると何年までいれるのですか。

E 委 員： 在学期間は6年間です。

F 委 員： 承継されるのであれば学生も移ってもらうことはできるのですか。

E 委 員： 別ですね。

B 委 員： 実際問題、卒業できない生徒が出てくればどうしますか。現実にありますから。

E 委 員： 手厚い支援をしているところでございます。

F 委 員： 市立病院機構は、1日も早く看護短大の教育資源を承継していただけることを望んでいます。というのも市立病院機構の中期計画、年度計画でもお示ししているところですが、学生教育、看護師の養成、これに関する全力を注ぐという計画を持っています。それなりの教育資源も持っていますので、こういった部分を生かせるように。そして京都市の看護行政、これを円滑にできるよう、私ども全力をつくしたい。なんとか周知の方法を考えていただいて、多数の事業者が手を挙げてくれるよう望んでいます。

委 員 長： F委員がおられるから心強い。やはり立地からも、今までの伝統からも市立病院の看護師の主力を担う学校になってもらうことが一番望しい。全くよその学校になってしまって縁が切れてしまうことがないよう、接点を保つてほしい。市としてもそうでしょうし、病院としてもそうでしょう。

D 委 員： 看護実習先としての関係でも、密接に市立病院と連携してきたことが看護短大の伝統の一つでもありますので、それがきちんと引き継がれるところが

望ましいと思います。

B 委 員： そういう意味で、「採り入れることが望ましい事項」のエの規定のところは、もう少し根本の趣旨も加えておいた方がいい。これでは、単に実習だけ来てくださいという話になる。

委 員 長： それでは審議内容を踏まえた修正を行うとともに、それぞれの事項につきまして、事務局と私の方で、案を練り合せまして、本要項の案を承認することでよろしゅうございますか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： では、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

事 務 局： 先ほどの御指摘を踏まえまして、修正をさせていただきますに当たり、看護短大の図書、備品につきましては、「任意に採り入れができる事項」ではなく、「採り入れることが望ましい事項」に組み入れます。これに伴いまして、審査基準案に出ています評価基準も修正させていただきます。先ほどF委員から、※1、※2の得点調整はどうなのかとのお話がありましたので、第2回目の審査委員会を行う前には、もう一度考え方を整理して委員の皆様にお示ししたいと考えていますのでよろしくお願いします。

そのほか、本要項において事務的な手続を規定する部分等につきましては、今後、法令や京都市の手続に鑑みまして、事務局でより適切な表現に変更させていただく場合がありますので、その点は御了承いただきたいと思います。

なお、次回の審査委員会につきましては5月上旬を目途に開催したいと思っております。なるべく早くに各委員の日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

委 員 長： 先ほど事務局からも注意がございましたが、こういう時代でござりますから、設立したい学校が各委員に何か私的にいろいろな働きかけがあるかもしれません、その点は十分に気をつけていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。これで本日の議事を終了したいと思います。